

最高裁判所 御中

要 請 書

令和 6 年 (2024 年) 3 月

ノーモア原発公害市民連絡会 (HP:<https://www.genpatsu-kogai.net>)

代表世話人: 金平茂紀(ジャーナリスト)、関礼子(立教大学教授)

寺西俊一(一橋大学名誉教授)、中野直樹(弁護士)

第 1 最高裁への要請

上告申立がされている福島第一原発事故国賠訴訟について、上告を受理してください。そして、国の責任を否定した第二小法廷の令和 4 年 6 月 17 日判決(以下「6.17 判決」)を是正してください。

福島原発事故は、広範な地域の住民の健康・生命に危険を及ぼし、国土・海洋を汚染し地域社会を崩壊させてしまいました。私たちは、現在も放射性物質の拡散と健康被害の恐怖にさらされ続けています。本年 1 月 1 日、能登半島地震が発生し、志賀原発の敷地を震度 5 強の地震が襲い、原子炉を冷やすための電源設備等に重大な機能障害が発生しました。幸いにも今回、志賀原発は重大事故を免れましたが、稼働中だったらと思うと恐ろしくなりました。

第 2 要請の理由

1 裁判所に求められている役割と責任

2011(平成 23)年 3 月 11 日に発生した福島第一原発事故は、わが国始まって以来の甚大で深刻な被害をもたらし、その日に発令された「原子力緊急事態宣言」は今なお解除されていません。そのような状況下でなされる司法判断として、ぜひとも、原発の危険性の本質を踏まえた判断をしていただきたいと思います。そのために次のことを必ず考えてください。

原子力発電所に内在する危険性

原発では「止める」「冷やす」「閉じ込める」という安全 3 原則が守られなければなりません。たとえ、原子炉が緊急停止しても崩壊熱が発生し続けるために電気と水で原子炉を冷やし続けなければなりません。この冷やすことに失敗すると放射性物質を閉じ込めることができなくなります。この事故が起きるまで、私たちは、「日本の原発は絶対安全だ」と言う電力会社やそれを前提に国策として原発を進めてきた国が間違いなく原発を管理してくれるものと信じていました。だから、止めるだけでは足りず、まさか停電ただけで過酷事故になるとは思っていませんでした。しかし、電力会社や電力会社を指導する立場にある人々はそのことを知っていたはずで、外部電源は地震に弱く、非常用電源は津波に弱いことも分かっていたはずです。

原子力発電所に内在する危険性についての法規制

原発以外の多くの技術が運転を止めることによって、安全な方向に収束していくのに対し、原発は運転を止めるだけでは収束の方向に向かわず、冷やす、閉じ込めることを継続しないと破滅的な事故に至ることは、令和3年3月18日の水戸地裁判決も指摘しています。

この原発特有の危険性があるからこそ、原子炉の安全規制については、原子力基本法、原子炉規制法等により、監督機関である保安院や経済産業大臣に特別かつ強力な規制権限が与えられているのだと思います。

伊方原発訴訟に関する最高裁判決も、原発に関する法規制は万が一にも重大な事故を起こさないようにするためのものであることを示しています。そして、そのように高い安全性を確保するためには、最新の科学的・専門技術的知見を踏まえること、不断に進歩・発展する科学技術水準へ即応することが要求されると明示しています。

最新の科学的知見である「長期評価」とそれを無視した東電と国

2002年、国の機関である地震調査研究推進本部が「長期評価」を公表しました。その「長期評価」は「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」で巨大津波地震が起きることを予測したものです。「長期評価」に基づく津波試算によると、福島第一原発の1階ないし地下にある非常用電源は津波により機能喪失することが客観的に明白だったのです。しかし、東電は対策を先延ばしし、監督権限をもつ国もそのことを放置したのです。

2 6.17 判決が法の解釈を怠ったことと判決の理由付けに説得力がないこと

原子力発電所が電源を失っただけで暴走し、とてつもない被害をもたらすということを十分に踏まえると、その内在的な危険性が万が一にも現実のものとならないように、電力会社やそれを指導する立場にある人々は最新の科学技術水準を用いて、何が何でも非常用電源を津波から防がなければならないということになるはずですが、その最新の科学技術水準の中でどうして高裁で認められた「水密化の手法」が含まれないのか私たちには全く理解できないのです。

また、6.17 判決は、原発に関する法令が保安院や経済産業大臣に特別の規制権限を与えている趣旨について解釈を示していません。電力会社やそれを指導すべき立場の人々がいわば通り一遍の事故防止義務を負うのか、それとも万が一の事故も許さないという高度の事故防止義務を負うのかは法令の解釈をしないと導けないはずですが、その法令解釈という一番大事な裁判官の仕事、裁判官でなければならない仕事を放棄してしまっているのが6.17 判決だと思います。このことは三浦守裁判官の反対意見も厳しく指摘しています。

6.17 判決は、基本的な法令の解釈を怠った上に、伊方原発訴訟最高裁判決が示した道理も、最大の争点である「長期評価」に基づく津波対策の必要性についても無視しています。

最高裁は法の支配の最終的な担い手です。6.17 判決にはそのような自覚や誇りがあるのでしょうか。司法を支える国民の信頼を回復するためには、最高裁判所が自ら裁判官の良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律に則って、6.17 判決を是正することが必要だと思います。

